

# 一般社団法人弘前青年会議所

## 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人弘前青年会議所（英文名 Junior Chamber International Hirosaki）（以下「本会議所」という）と称する。

#### (事務所)

第2条 本会議所は、主たる事務所を弘前市に置く。

#### (目的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、地域社会の健全な発展と福祉の向上に貢献することによって、明るい豊かな社会を実現し、世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

#### (運営の原則)

- 第4条 本会議所は、特定の個人、又は法人、その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。
- 2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。
  - 3 本会議所は、剰余金の配分を行わない。

#### (事業)

- 第5条 本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 地域社会の健全な発展に寄与する事業
  - (2) 児童又は青少年の健全な育成に寄与する事業
  - (3) 会員の拡大並びに資質向上を図る事業
  - (4) 会員相互の親睦・情報共有を図る事業
  - (5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

#### (事業年度)

第6条 本会議所の事業年度は、毎年12月16日に始まり翌年12月15日に終わる。

## 第2章 会 員

### (会員の種別)

第7条 本会議所の会員は、次の3種とし、第1号に定める正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員：弘前市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者をいう。但し、事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日（その日に役員である者にあつては、当該事業年度に関する通常総会の終結の時）までは、正会員としての資格を有する。
- (2) 特別会員：40歳に達した事業年度の終了する日に正会員であった者で、会員資格規程で定める手続きを経た者をいう。
- (3) 賛助会員：本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会において入会を承認された者をいう。

### (入会)

第8条 本会議所の正会員になろうとする者は、会員資格規程で定めるところにより、正会員2名以上の推薦を受けて入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 この他入会に関する事項は、本会議所会員資格規程に定める。

### (会員の権利)

第9条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に有する。

### (入会金及び会費)

第10条 本会議所の事業活動において経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、次の各号に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員は、入会に際し本会議所会員資格規程に定められた入会金を納入しなければならない。
- (2) 正会員、特別会員及び賛助会員は、本会議所会員資格規程に定められた会費を納入しなければならない。

(休会)

第11条 やむを得ない事由により長期間各種会議、行事に出席できない正会員は、理事会の承認を得て、当該年度休会することができる。但し、休会中の会費については、本会議所会員資格規程に定めるものとする。

(退会)

第12条 本会議所を退会しようとする会員は、その年度の会費を完納し、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 退会は理事会の承認を得なければならない。但し、退会をする者にやむを得ない事由がある時はこの限りでない。

(除名)

第13条 本会議所の正会員が次の各号の一に該当する時は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において本会議所は、当該会員に対し総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をした時。

(2) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をした時。

(3) 会費を納入しない時。

(4) 本会議所の定款又は規程に違反した時。

(5) その他会員として適当でないと認められる時。

2 除名が決議された時には、当該会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第14条 本会議所の会員が、次の各号の一に該当する時は、その資格を失う。

(1) 退会した時。

(2) 除名された時。

(3) 成年被後見人又は被保佐人になった時。

(4) 死亡又は失踪宣告を受けた時。

(5) 本会議所が解散した時。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が第14条の規定によりその資格を喪失した時は、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。但し、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品

は、これを返還しない。

### 第3章 総会

#### (総会の構成)

第16条 本会議所の総会は、すべての正会員をもって構成する。

#### (総会の種類)

第17条 本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年1月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

#### (総会の開催と招集)

第18条 通常総会は、毎年1月及び8月に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされた時。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、開催の請求が理事会にあったとき。

- 3 総会は、前項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。なお、理事長が事故又は病気等で総会を招集できない場合には、理事が招集する。

- 4 第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合は次にあげる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項がある時は当該事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

- 5 理事長は、第2項第2号の規定による請求があった時は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 6 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。但し、第24条に基づく議決権の行使を認める場合は2週間前までに正会員に通知をしなければならない。

- 7 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得た時は、当該正会員に対し、前項の

書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、理事長若しくは出席した正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。但し、第18条第2項第2号に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員の中からこれを選出する。

(総会の決議)

第20条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

2 総会の議事は、出席した正会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (6) その他法令で定められた事項

(議決権)

第21条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(総会の権限)

第22条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任又は解任
- (2) 理事長候補者及び監事候補者の承認
- (3) 正会員の資格を有しない監事報酬の額
- (4) 定款の変更
- (5) 事業報告及びその附属明細書の承認
- (6) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及びその附属明細書(以下「計算書類等」という。)、財産目録の承認
- (7) 入会金及び会費の額の決定
- (8) 本会議所の解散及び解散の場合の残余財産の処分方法の決定
- (9) 解散の場合の会費の徴収、清算人の決定

- (10) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
  - ① 会員資格規程
  - ② 役員報酬規程
- (11) 正会員の除名
- (12) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (13) 理事会において総会に付議した事項
- (14) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款で定める事項

(議決権の代理行使)

第 2 3 条 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。又その場合は、代理権を証明する書面を本会議所に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、第 2 0 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(書面による議決権の行使)

第 2 4 条 理事会で認められた総会に限り、総会に出席できない会員は、書面により決議することができる。

- 2 前項の場合において、第 2 0 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 2 5 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 名が署名捺印しなければならない。

## 第 4 章 役員等

(役員を設置)

第 2 6 条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 10 人以上 20 人以内
- (2) 監事 1 人以上 2 人以内
- 2 理事のうち、1 人を理事長、2 人以上 5 人以内を副理事長、1 人を専務理事とする。

- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 4 第2項の副理事長と専務理事をもって一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 役員は、総会において選任及び解任する。

- 2 理事は正会員のうちから選任する。
- 3 監事は本会議所の会員のうちから選任する。但し、必要がある時は本会議所の会員以外の者から選任することを妨げない。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定及び解職する。但し、理事長を選定する場合は、総会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によるものとする。
- 5 監事は、本会議所の理事もしくは事務局員を兼任することができない。

(理事の任期)

第28条 理事の任期は、選任された事業年度の翌事業年度に関する第17条第2項通常総会終結の時までとし、再任を妨げないものとする。

- 2 本定款に定めた理事の員数が欠けた場合、補欠を選任しなければならない。
- 3 理事の辞任により本定款に定める理事の員数が欠けた場合、当該理事は新たに選任されたものが就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。
- 4 理事長がやむを得ない事由により欠けた場合、第27条第4項但書の記載に関わらず、理事の中より理事会の決議により選定する。
- 5 第2項により、補欠を選任する場合は、総会の決議をもって選任する。
- 6 補欠で選任された理事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

(監事の任期)

第29条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する第17条第2項の通常総会終結の時までと、再任を妨げないものとする。

- 2 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。
- 3 第27条第2項、第3項及び第5項は、本定款に定める監事の員数が欠けた場合にこれを準用する。

(理事の職務)

第30条 理事は、理事会を構成し、本定款で定めるところにより、本会議所の業務の執行を決定する。

- 2 理事は、理事会への出席義務を負う。
- 3 理事長は、本会議所を代表し業務を統括する。
- 4 副理事長は、理事長の業務の執行を補佐する。
- 5 専務理事は、理事長の業務の執行を補佐し、事務局を管理して本会議所の常務を処理する。
- 6 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び事務局員に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事会への報告義務)

第32条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認める時、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める時は、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(理事会への出席義務等)

第33条 監事は、理事会に出席し、必要があると認める時は、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認める時は、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(総会に対する報告義務)

第34条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類及び電磁的記録、その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは本定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認める時は、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差止め)

第35条 監事は、理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは本定款に違



反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがある時は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

#### (辞任及び解任)

第36条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員は、総会において解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

#### (直前理事長)

第37条 本会議所に、直前理事長1人を置く。

- 2 直前理事長は、前理事長がこれに当たり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
- 3 直前理事長は、理事会その他の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 直前理事長の任期は、第28条第1項本文を準用する。
- 5 直前理事長の辞任及び解任については、第36条の規程を準用する。

#### (顧問)

第38条 本会議所に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、正会員の中から理事長が推薦し、理事会の決議によって選任する。
- 3 顧問は、本会議所の運営に当たって必要かつ適切な助言を行い、理事会その他の会議に出席し、理事長が求める際に意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、推薦した理事長の任期と同一とする。
- 5 顧問の辞任及び解任については、第36条の規定を準用する。

#### (役員報酬)

第39条 理事、監事は、無報酬とする。但し、正会員の資格を有しない監事には、報酬を支給することができることとし、その額については、総会において別に定める。

#### (責任の免除)

第40条 本会議所は、一般社団・財団法人法第111条第1項で規定する役員賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、

賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

### (理事会の構成)

第41条 本会議所に一般社団・財団法人法上の理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事及び監事をもって構成する。

### (理事会の招集)

第42条 理事会は、本定款に別に定める場合のほか、理事長が招集する。但し、理事長が事故又は病気等で理事会を招集することができない場合には、各理事が招集する。

2 理事長は、理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があった時は、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事、各監事、直前理事長及び各顧問に対し、通知を発しなければならない。但し、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意がある時は、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### (理事会の議長)

第43条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれにあたる。

2 理事長が事故又は病気等で理事会に出席できない場合には、各理事の互選により選出する。

### (理事会の定足数及び決議)

第44条 理事会は、決議に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決の加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

(理事会の権限)

第45条 理事会は、次の各号の職務を行う。

- (1) 理事長、副理事長及び専務理事の選定並びに解職
  - (2) 常任理事、室長、議長、出向理事、局長及び委員長の選定並びに解職
  - (3) 顧問の選任
  - (4) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (5) 総会で決する以外の規程の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (6) 事業計画及び収支予算書の承認
  - (7) 前各号に定めるもののほか、本会議所の業務執行の決定
  - (8) 理事の職務の執行の監督
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 事務局員の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）
  - (6) 第40条の責任の免除

(理事会の種類及び開催)

第46条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎月1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めた時。
  - (2) 第42条第2項に基づき、理事が理事長へ理事会の招集を請求した時。
  - (3) 第33条第2項に基づき監事が理事長へ理事会の招集を請求した時。
  - (4) 理事長が事故又は病気等で理事会を招集することができない場合で、各理事が招集した時。

(理事会の議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事長及び監事はこれに署名捺印しなければならない。但し、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

## 第6章 例会及び委員会

### (例会)

第48条 本会議所は、原則として毎月1回例会を開催する。

2 例会の運営に関し必要な事項は、運営規程で定める。

### (委員会の設置)

第49条 本会議所に、その目的達成のために必要な事項を調査・研究・審議し、実施するために委員会を設置する。

### (委員会の構成)

第50条 委員会は、原則として、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。必要に応じて運営幹事を置くことができる。

2 委員長は、理事の中から理事長が推薦し、理事会が選定する。

3 正会員は、役員、直前理事長及び顧問を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

4 委員会の運営に関し必要な事項は、運営規程で定める。

### (特別委員会)

第51条 本会議所は、特別委員会を置くことができる。

2 前項に関して必要な事項は、本会議所運営規程に別に定める。

## 第7章 財産及び会計

### (財産の構成)

第52条 本会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(財産管理・運用)

第53条 本会議所の財産は、理事長が管理・運用し、その方法は別に定める規則による。

2 前項に定める理事長の職務を補佐するために、財務を担当する理事を置くことができる。

3 財務を担当する理事は、理事の中から理事長が推薦し、理事会が選定する。

(会計原則並びに区分)

第54条 本会議所の会計は、法令に従いその行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第55条 本会議所の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第56条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、第17条第2項の通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 本会議所の第2項の通常総会終了後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

第8章 管 理

(事務局)

- 第57条 本会議所は、その事務を処理するため事務所の所在地に事務局を設置する。
- 2 事務局長は、理事の中から理事長が推薦し、理事会が選定する。
  - 3 事務局には、所要の事務局員を置くことができる。
  - 4 重要な事務局員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
  - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、庶務規程で定める。

(据え置き帳簿及び書類)

- 第58条 事務所には、法令の規定に従い、帳簿及び計算書類等を据え置くものとする。
- 2 情報公開規程第5条第2項に定める、帳簿及び書類の閲覧については法令に定めるほか、第59条第2項に定める規定によるものとする。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

- 第59条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、法令で定められた資料等を公開するものとする。
- 2 帳簿及び計算書類等の閲覧、情報公開に関する必要な事項は、別に定める本会議所情報公開規程に定める。

(個人情報の保護)

- 第60条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する事項は、本会議所特定個人情報保護規程に定める。

(公告)

- 第61条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 合併・解散に伴う残余財産の処分

(残余財産の処分)

- 第62条 本会議所が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第63条 本会議所の解散に関しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第64条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

## 第11章 補 則

(委任)

第65条 法令及び本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める一般社団法人の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行った時は、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会議所の最初の理事長は太田脩皓とする。
- 4 本定款は令和4年12月16日より施行する。  
(令和4年8月23日理事会決議、令和4年9月7日総会決議)